

資料 2

かながわ協働推進協議会、かながわボランティア活動推進基金 21 合同会議での議論の状況について

【論点 1】

ボランティア団体等と県との協働とは。

【論点 2】

協働の相手方として、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人等を検討すべきか。検討するとして、対象としての法人をどこまでの範囲とするか。

1 かながわ協働推進協議会（3/20）での議論

【論点 1 について】

- ・ 県と市町村の間の連携を図ることによって、今までは県が取り組むべきとして市民が提案し、協働を求めているようなことも、これからはもしかしたら市町村になって、その橋渡しのようなことが、今後県の条例にとって重要な要素になるのかなと思う。
- ・ 条例が目指す協働型社会についてもっと議論をし、それは何かというキャンペーンをして、行政の方々にとっても、もう一度協働とは何かを話し合い、協働を行政の中での優先度を高めていただくことと、NPOセクター側で協働をもう一度議論をし、掘り起こすことが必要。
- ・ 行政の庁内連携も大事だが、これは協働にふさわしいと、しっかり民側の方で盛り上げていく、ある意味中間支援的な機能をてこ入れしていくことがすごく重要。
- ・ 力量を持つ団体が、これから何か仕掛けていこうとしたときに、必ずしも県との協働を選んでいない可能性もあると思う。多様化していることを前提に、この条例を検証する必要がある。
- ・ この条例の中で、県の責務が記されている。条例には通常、同時に商工会の責務や市民の責務などもある。この中では県の責務だけ書いてあって、市民の責務、ボランティア団体等の責務についても、入れてほしいという意味ではなく検討していただけると、この条例の意味がたいぶ浮かび上がってくるかもしれないと感じる。

【論点 2 について】

- ・ 範囲を広げることについて、異論はない。
- ・ この条例の趣旨は、ボランティア団体を支援する趣旨が非常に強いと思

う。どこかで線を引かなくてはいけなくて、今非営利型の企業もあるが、際限なく広げていくわけにはいけないので、基本的には一般の市民の方が抱えている社会的課題を自発的に解決して、それが営利を伴わない範囲に限定するのが個人的には妥当ではないかと思う。

- ・活動で見れば、ボランティアという意味では、むしろ（自治会を）排除してほしくない。

2 かながわボランティア活動推進基金 21 合同会議（3/25）での議論

【論点 2 について】

（対象を広げることに積極的な意見）

- ・この基金 21 はボランティア団体を支援する基金であって、市民の支援だと思う。大企業支援型というよりは中小企業支援型だ。小さな市民を支援し、守っていくという趣旨であり、私として、非営利セクターのすべてを入れるのではなく、当時は NPO 法人しか選べなかったわけだが、今は一般社団・財団も選べるようになっているので、そこは入れてもよいのではないかと思う。ただ、公益社団・財団は、行政の支援があるだろうから、除外していいと思う。また、非営利性は担保する必要があるだろう。
- ・当時は、市民が設立できる法人が NPO 法人しかなかったものが、今は一般社団法人もある。検討部会には横浜市の支援センターの方も入っていて、今は、一般社団法人を設立するという案も提案しているという発言があった。ボランティア団体等としてどこまで対象を広げるかという問題だが、県民の自発的な活動の支援という点でいえば、市民が立ち上げられる法人格かどうかが鍵となる。藤沢市は補助金の対象に一社・一財・公社・公財を入れた。非営利性が担保されている一社・一財に広げるのは問題ないと思っている。
- ・確かに社会福祉法人と NPO 法人では事務能力で差があるが、公益のためにやっているという点では同じ。赤い羽根募金では、法人格で差を設けてはいない。広くオープンにして営利を伴わない団体に対象に広げてもいいのではないか。
- ・理想と現実の問題だ。機会の公平性の観点からいえば、法人格で縛るのではなく、内容で判断するのがよい。一方で、県内の支援センターに NPO 法人設立の相談に行くと、一般社団法人を勧められたという話も現

実にはある。どちらの法人格を選択するのかといった問題になっているのかなと思う。

(対象を広げることに慎重な意見)

・ 枠で縛るのは難しい。社会福祉法人とNPO法人では書類を作るのでも差が出てしまう。財源が少なくなっていく中で、対象を広げるのは難しいと思う。ものすごく非営利性に特化するか、何か条件や特色をつけないといけない。

・ 難しい問題だ。的確に審査できるのであれば入れてもいいが。県がどういう団体を育てていきたいのか、その理念がはっきりしないと、私個人としてはなかなか言いにくい。市民の団体が発展して行ってほしいと思っているが、もし、対象を広げた場合は、かなり審査が難しくなる。

・ 基金21がスタートしたときは、NPO法人をどう支えていくか、どう力をつけてもらうかという趣旨があったと思う。設立する法人の選択肢として一般社団法人に行く流れもあるのかもしれないが、一方で、NPO法人をどう捉えるのかという課題もある。基金のあり方として問題はないが、新たに審査書類を加えてもらわないと、判断が難しい。

・ ボランティア活動の推進であれば、今のままでいいのではないか。県として他のセクターとも協働していくんだというスタンスがあるなら別だが。評価は難しくなる。